

太政官修史館の関東六県史料採訪と房総

内田 龍 哉

一、はじめに

現在、館山市立博物館に保管展示されている同館所蔵の「甲寅(天文二三年)二月二十七日 北条氏朱印状」は、「伝吉原玄蕃助着用具足」とあわせて、里見氏と小田原北条氏のはざままで苦悩する房総の在地土豪のありさまをいきいきと物語るものとして、県内所在の歴史資料でも有数のものである。⁽¹⁾とここで、この朱印状はもと鳥海家(富津市梨沢)に伝わる文書の中の一点であるが、この鳥海家文書のよ⁽²⁾うな史料群の主なものは、千葉縣史編纂審議会編『千葉県史料目録Ⅰ』や、つづく『千葉県史料 中世篇 諸家文書』によって、はじめ⁽³⁾てその存在や内容が一般に知られたといつてもよい。この目録は、昭和二六年から二七年までの史料採訪調査の成果を刊行したもので

太政官修史館の関東六県史料採訪と房総(内田)

ある。⁽²⁾この目録の刊行とつづく一連の千葉縣編纂審議会の活動は、以下のような今日一般的となつた自治体史編纂の基本的なあり方を、全国に先駆けて具体的に提示した画期的な業績である。

一、地域史料の徹底した所在調査に基づいて、史料目録を刊行する。

二、発見された史料について厳密な校訂や検討を行い、その成果も史料集として刊行する。一、二によって、地域の歴史遺産を地域社会や学界の共有財産として提供する。

三、それらに基づいて地域社会の歩みに関する通史叙述を完成する。⁽³⁾このため、鳥海家文書は『千葉県史料 中世篇 諸家文書』にその一部が翻刻掲載された。また、当時県史編纂に参画された千葉大学名誉教授小笠原長和先生が鳥海家文書や妙本寺(鋸南町吉浜)文書から里見義堯と妙本寺日我との交流や里見氏の動向を解明された。⁽⁴⁾

ところで、『千葉県史料 中世篇諸家文書』によれば、鳥海家文書や妙本寺文書など県内の中世戦国期に関する史料の多くが「明治十九年、内閣修史局採訪」とされている。また、県指定有形文化財である安田文書（鴨川市細野）や神崎神社文書も、「明治十八年」あるいは「十九年」に「内閣修史局」「重野安繹博士」によるが調査を行ったことが知られている⁽⁵⁾。

このように、本県の中世戦国期を考える上で重要な史料について、必ずと言っていいほど登場する「明治十八年」あるいは「十九年」「太政官修史館」「内閣修史局」「採訪」「重野安繹博士」とは、史料をめぐるとどのような事情を物語っているのか。本稿では、中世戦国期の史料に関する専門研究者ではない筆者が、あくまで素朴な疑問に沿って、県下の旧家に伝世する歴史資料、とりわけ中近世文書の発掘経緯の一端を紹介するものである⁽⁶⁾。

二、史料採訪事業の展開と房総

本稿の結論を述べれば、ほぼ次のようになる。疑問とした「明治十八年」「十九年」「太政官修史館」「内閣修史局」「採訪」「重野安繹博士」とは、正確には明治十八年七月から十月にかけて太政官修史館の編修副長官重野安繹らが『大日本編年史』編纂のための史料採訪を行ったことを指している。以下では、この採訪事業の展開過程を

紹介しつつ、その意義を検討してみたい。

史料について

本稿で紹介し、その意義について検討する太政官修史館の史料採訪事業、とりわけ明治十八年の関東六県史料採訪の概要は、国立公文書館に保管編冊されている太政官公文及び内閣公文から復元することができる。以下では、復元に用いた主な史料を紹介しよう。

① 『明治十八年 公文録 太政官 十一月十二月』（請求番号 2 A-110-公3902）

採訪事業を行う修史館と太政官の間を往復する各種公文（稟議書、報告電文、復命書など）が編冊されている。ここから、採訪事業の実施にいたる経緯や採訪の消息を窺うことができる⁽⁸⁾。

「古文書採訪復命書」〔薩藩史学研究会編『重野博士史学論文集』下巻所収〕は、史料①に編冊された重野の復命書「編修副長官重野安繹神奈川外縣へ出張復命並古文書目録等進呈ノ件」〔明治十八年十一月六日〕である。

② 『関東六県史料採訪日記 乾・坤』（請求番号 2 A、31-6①、誌107）（以下『日記』と略す）

ほんらい史料①に編冊されている重野の復命書の附属文書となすべき性格の冊子で、関東六県史料採訪の実施経過が詳細に記されている⁽⁹⁾。

③ 『関東六縣採訪文書目録 一〜五』（請求番号2A、31-6、誌112）（以下『目録』と略す）

史料②と同様の冊子で、関東六県史料採訪の際に、一行が調査した史料の目録である。また、重野の採訪に続いて、同じ修史館の久米邦武や星野恒も重野の構想にもとづいて全国各地で史料採訪を行っている。彼らの採訪事業については、次の史料から概要がわかる。

④ 「編修久米邦武、九州出張復命書並ニ採訪文書目録上呈ノ件」
（『公文雑纂 明治廿二年 内閣各局』所収）（請求番号2A-1③-纂70）

⑤ 「摂津、淡路、播磨、丹波、但馬、紀伊、阿波、土佐、伊予、讃岐文書採訪目録」（『公文雑纂』所収、請求番号 2A-1③-纂71〜78）

⑥ 「編修星野恒、文書採訪ノ為、京都大阪二府及滋賀県へ出張復命ノ件」（『公文雑纂 明治廿年 各局一』所収、請求番号 2A-1③-纂40）

星野による関西地方史料採訪の復命書で、『日記』と同じく採訪の詳細な経緯が記されている。⁽¹⁰⁾

⑦ 『京都大阪滋賀文書採訪目録全』（請求番号 2A-31-6、誌136）

史料⑥に附属すべき採訪文書の目録である。

太政官修史館の関東六県史料採訪と房総（内田）

千葉県下における史料採訪の経過

『日記』に沿って、重野による関東六県史料採訪の経過を後付けてみよう。図1は、千葉県内における重野らの採訪経路を图示したもので、投宿地、到着月日を示している。⁽¹¹⁾ また、表1は採訪先、折衝先及び成果などを示したものである。以下で、その行動の一部始終を紹介しよう。

明治十八年九月十八日、太政官修史館編修副長官重野安禎は、六等掌記田中義成、同日下寛、七等掌記小倉秀実を伴い、東京を出発し千葉県下における史料採訪の途に就いた。前日の午後には神奈川県下から東京に帰着したものの、千葉への便船を逃したため、この日は風雨を突いての馬車行となった。

同日の内に千葉町に到着した一行は、戸長安部井尚と「近傍文書搜索ノ便宜」について協議している。この協議に基づいて、安部井が翌日の採訪先（千葉寺、大蔵寺など）に手配したものと思われる。

翌十九日は、千葉県庁に登庁し、この出張の本務たる「府県史編纂事務引継」を行う。ついで、千葉寺、大蔵寺等の古刹を訪れ、縁起や千葉氏関係文書を採訪している。ついで八幡村に進み、戸長に「千葉氏遺裔」の所在を質している。更に五井の戸長役場でも「寺社旧家ノ所在」を問うている。この日は、姉崎の「典舗小泉某」方に止宿する。

二十日は、随員日下寛を今富、菊間方面へ派遣し、重野らは木更津で望陀周准天羽郡長重城保と会同して、一気に久留里まで騎行している。

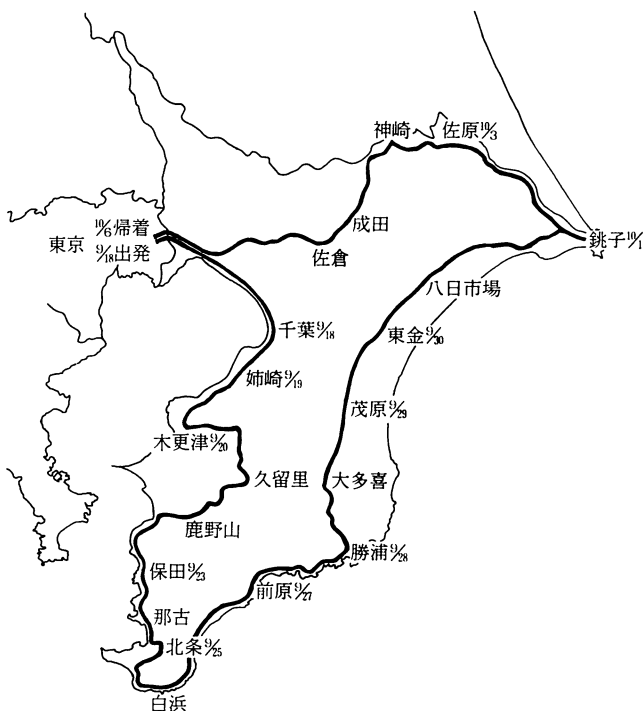


図1 千葉県下における史料採訪の経路

このようにして、重野らは寺社旧家を訪問し、そこで史料の目録を作成している。勿論、提示された史料の全てを記載するのではなく、彼らの選択基準に照らして、「見ルベキモノナシ」として処理することが多い。この際の選択基準については、今後、現行の史料目録との比較検討を通じて説明することが必要となろう。⁽¹²⁾

ついで、重野らは久留里旧城下から小糸川流域、鹿野山、鹿野山、佐貫へと進めるが、この間の状況を「日記」「目録」で見えてみよう。

「史料1」『関東六縣史料採訪日記 坤』（抜粋）

二十一日（明治十八年九月）筆者）晴、朝、重城郡長ト共ニ旧久留里藩士森勝蔵ヲ訪ヒ、其蔵書を閲シ、参考ニ供スヘキモノ十六部ヲ借ル。此内、川越戦記一冊ハ未タ世ニ出サルモノ、尤珍トスヘシ。

勝蔵、田中、小倉ヲ導キ、田原田村白山神社ニ抵ス。土人相伝ヘテ弘文帝ノ御陵ト称ス。勝蔵特ニ此説ヲ主張シ之ヲ世ニ表見セント欲ス。然レトモ久留里記ノ外確証アルナシ。久留里記モ後世ノ著撰ニテ信ヲ取ルニ足ラス。蓋亦高德寺高德墳墓ノ類ナラン。

午後三時、久留里ヲ発シ、鹿野山ニ赴ク。路、険ニシテ人車通セス。重城郡長ト共ニ駄馬ニ騎シ、大野台ニ至レハ日暮ル。市宿村ニ抵リ、野村某ノ家ニ投ス。野村ハ近郡ノ豪富ニテ、屋宅頗ル壮麗ナリ。県会議員ニ列シ、頃日之ヲ辞スト云フ。

是日、日下ハ岡島郡書記ト別レ、佐貫ニ抵リ鯉田屋ニ投ス。郡書記谷幡直、戸長東条景成並ニ来訪ス。共ニ書ヲ近地町村ニ発シ、文書ヲ徵集ス。夜ニ入り、天羽郡梨沢村鳥海小右衛門所蔵ノ文書六通、同村鳥海道太郎所蔵ノ信長禁制状、摂津西宮、一通ヲ獲タリ。此他、印東系図ノ類數種アリト雖モ、皆採ルニ足ラス。

二十二日晴、午前八時、市宿ヲ発ス。重城郡長及ヒ野村某連騎シテ行ク。小倉、井口ヲシテ途次鎌瀧村天南寺ニ至ラシム。史料一通及神野山天南寺開基記ノ二種ヲ借ル。

表1 千葉県下における史料探訪の経過

月日	経由地	探訪先・面談者	調査成果その他	
9/18	東京 (千葉)	戸長 安部井 尚 大書記官岩佐為春 九等属井口豊水 千葉県市原郡吏佐藤幸則	近傍文書搜索の便宜を商る 元史誌編輯掛 郡長に代わって伺候	
9/19	千葉 八幡 五井 (姉崎)	県庁 大書記官岩佐為春 九等属井口豊水 千葉県市原郡吏岡島栄蔵 千葉寺 住僧和田本孝 檀家総代秋元茂平治 大巖寺 住僧石井実禅 戸長島野也八郎 戸長役場	県史引継 命を受けて随行す 郡長、派して嚮道と為す 縁起 1巻 千葉胤富寄附状 1通 徳川家康礼状 2通 原胤栄寄附状 1通 大巖寺起立由来記 1冊 画幅等 原氏系図1葉別にありと云う 千葉氏遺裔を問う 寺社旧家の所在を問う	
9/20	姉崎 重野 奈良輪 木更津 (久留里)	戸長石井周三 望陀周准天羽三郡長 重城 保	古書の搜索すべきものなし 自ら導て久留里に赴かんと云う	
日下 岡島	姉崎 椎津 立野 今富 菊間 (木更津)	靈光寺 切替源太郎 千葉偵太郎 八幡祠掌根本直胤	庫裏を検するに得る所なし 文書類なし 系図文書なし 元禄文政の災により旧記なし 岡島郡書記を帰さしむ	
9/21	重野	久留里 田原田 久留里 大野台 (市宿)	旧藩士森勝蔵 白山神社 前県会議員野村某宅	蔵書16部 川越夜軍記 弘文帝の御陵たる証なし
日下	木更津 (佐貫)	郡書記谷幡直 戸長 東条景成 鳥海小右衛門	書を近地町村に発し、文書を徴す 信長禁制状（摂津西宮）1通を獲たり	
9/22	重野	市宿 鹿野山 (佐貫)	神野寺 古文書寫と森蔵本と一校する	
小倉	市宿 鎌瀧 (佐貫)	天南寺	古文書 1通 天南寺開基記 1冊	
日下	小久保 岩瀬 (佐貫)	真福寺 丸勘弥 大野亀吉 平野善兵衛	得るところなし // // //	

月日	経由地	採訪先・面談者	調査成果その他
9/23	佐 貫 湊 (保田)		暴風雨
9/24	保 田 吉 浜 市 部 不 入 (北 条)	妙本寺	古文書 155通 書籍 4部
9/25	北 条 府 中 本 織 那 古 船 方 豊 岡 (那 古)	宝珠院 延命寺 戸長原田吉雄 深名船方戸長忍足政五郎 那古寺 常光院 正木貞蔵 岡本平三郎	古文書寫 3通 列祖伝 1冊 古文書 10通 近傍文書採訪徴集の事を託す 那古寺文書19通 源氏古系図 1巻 棟札寫 4枚 記録 2巻 採るべきものなし 所蔵文書 4通 所蔵文書 1通 岡本系図 1巻
9/26	那 古 重野 八 幡 北 条 (白 浜)	八幡宮神官酒井真澄 郡役所 安房神社宮司穂積耕雲 戸長高木久平	家中を搜索し、得ず 借用書類を史館に逡送す 古文書 12通 近傍神余村の搜索を託す 八幡宮酒井真澄古文書3通を送致す
	日下 那 古 (白 浜)	洲宮祠官小野義久	元老院栗田寛に貸与せり
9/27	白 浜 千 倉 御 原 (前 原)	戸長高木久平 円蔵院 松原神社 戸長 三幣万司	杖珠院文書持ち来る 將軍本記 1冊 源氏当家系図 文書 7通 里見古系図 2枚 採るべきものなし 正文寺文書に採るべきものなし 莫越神社文書にとるべきものなし 小松寺文書 2通 安田勳家文書の回送を託す
9/28	前 原 天津内浦 (勝 浦)	小湊誕生寺 警察署長佐久間柳三郎 中村林平	明日の進路を商議す
9/29	勝 浦 大 多 喜 (茂 原)	郡長中村権左衛門 埴生長柄郡長関五郎右衛門 戸長 泉沢金六	良玄寺文書5通、謄写回送を託す 近地諸村の徴集を委託す 「泉沢氏旧記」存せずという
9/30	茂 原	埴生長柄郡長関五郎右衛門	寺崎村宮崎義司所蔵文書 北条氏朝文書 1通 北条幻庵教訓書 1巻

月日	經由地	採訪先・面談者	調査成果その他
9/30	本納 大網 (東金)	藻原寺 東浪見村戸長 秋場慶蔵 橘神社 戸長役場 能勢嘉左衛門 杉谷弥左衛門 安川柳溪(画工) 大野伝右衛門(商人) 大和多武太郎 本漸寺	金網集1巻 天正13年虎見郷裁許状 2通 文書の観るべきものなし 戸長不在 蔵書4冊 蔵書5冊 蔵書1冊 蔵書1冊 文書13通 縁起1幅 文書2通
10/1	東金 八日市場 蕪里 (銚子)	東金学校教員吉井宗元 戸長 布施清助 山崎勇三郎 荒野	宮本茶村門人 旧門下生、近傍古文書搜索を託す
10/2	(銚子)	荒野 飯沼 円福寺	郡長杉本駿、郡吏宮内瑞枝と採訪事宜を商る 古文書18通
10/3	銚子 (佐原)	<伊能茂左衛門>	採訪事宜を商る
10/4	佐原 牧野 佐原 與倉 (佐原)	香取神社 観福寺 清宮利右衛門 大龍寺 富塚吉五郎 <伊能茂左衛門>	色川本、描写精審により原本借用せず 古文書50通 古文書5巻 書籍 9冊 文書なし 旧記 1巻
10/5	佐原 吉岡 伊能 津宮 佐原 大戸 山野辺 大戸川 神崎 名古屋 成田 (佐倉)	大須賀郡長 吉岡村大慈恩寺 伊能村報恩寺 津宮村久保木太郎 大須賀郡長 伊能茂左衛門 大戸神社 香取之介 木内幸蔵 戸長役場 神崎光周 小御門神社 円通寺 新勝寺住職三池照鳳	管内の文書書籍を徴集する 文書 17通 大須賀系図1巻 書籍 6冊 書籍 5冊 古文書13通 書籍 3冊 文書 1通 文書 13通 文書 1通(香取左京亮直光寄進状) 文書 13通 縁起本1通 古文書なし
10/6	佐倉 東京	武藤郡長	管内古書存するもの絶てなし

【表注1】()は投宿地。< >は採訪先を兼ねる投宿先。

【表注2】出典は『関東六縣採訪文書目録 五』。

鹿野山ニ登リ、神野寺ニ抵ル。史料写アリテ原書ナシ。之ヲ住僧ニ質スニ、往昔住僧某高野山へ転住セシ時、携帯シテ去リ、其後写ヲ当寺ニ送付す。即是ナリト。別ニ神野寺往事ト称スル書アリ。並ニ久留里森勝蔵ヨリ借ル所ノ神野寺史料写中ニ載ス。因テ之ト一校シテ去リ、佐貫ニ抵リ鯉田屋ニ投宿シ、日下ト会ス。

日下云ク、今朝、谷幡郡書記ト小久保村真福寺丸勘弥、岩瀬村大野亀吉、平野善兵衛諸処ヲ訪フニ皆得ル所ナシト。

(二十三日、一行は豪雨の中を保田へ移動する―筆者)

二十四日晴、午前七時保田ヲ初シ、吉浜村妙本寺ニ抵ル。史料百五十五通、書籍四部、四冊、ヲ借ル。寺ハ日蓮宗ニテ住僧ヲ富山日勤と曰フ。頗ル書史ニ嗜アリ。

十一時三十分吉浜ヲ去リ、市部村ニ至リ、午飯シ、三時不入斗村字小浦ヨリ小艇ニ乗り、安房郡北条ニ着シ、木村屋ニ投ス。

以上が、『日記』の二十一日から二十四日までの部分である。併せて、『目録』の該当部分を掲出しよう。

〔史料2〕「関東六縣文書採訪目録 一」(抜粋)

上総国天羽郡梨沢村鳥海小左衛門所蔵、

九月廿一日借入

天文廿四年四月五日虎印 一通申五月廿九日虎印 遠山新四郎奉 一通

甲虎二月廿七日虎印 一通卯月六日虎印 一通

戌九月四日虎印

幸田奉 一通

上総国天羽郡梨沢村鳥海道太郎所蔵、

九月廿一日借入

禁制 天正八年三月日信長印

一幅

上総国望陀郡久留里森勝蔵所蔵、

九月廿一日借入

里見家禁制並寄進状写、高野山西門院真海書状並神野寺旧記写

一冊

天南寺開祖蹤由記抜書

一冊

相馬家分限帳

一冊

土気古城再興伝来記

一冊

久留里記

一冊

総州久留里軍記

一冊

川越夜軍記

一冊

鹿島治乱記

一冊

周准郡市場村郷社諏訪神社由緒記

一冊

諏訪明神由来記

一冊

如意山総持院縁起

一冊

加勢観世音略縁起

一冊

触不動縁起

一冊

秋元公御由来

一冊

藩史別録

一冊

上総国周准郡鎌瀧村天南寺所蔵、

九月廿二日借入

神野山天南寺開基記

一冊

禁制写 天正十三年九月日朱印〔其人未詳〕

一通

上総国鹿野山神野寺所蔵、

九月廿二日借入

鹿野山神野寺之事

一卷

この一部分から、高野山西門院文書の由来や天南寺文書の存在などが知られる。

また、重野は「安釋、六県ヲ経過スルニ、史料ノ多キハ寺院ヲ第一トシ、士民ノ家之二次ギ、神社尤モ少シ。下総香取社ノ如キハ異例ナリ。」として、香取神宮の古文書の所蔵数の多さは神社としては異例であるとしている¹³。このように、散逸などさまざまな事情から研究者の調査が困難な史料について『日記』『目録』は豊富な示唆を与えてくれる。

この後、重野らは宝珠院(三芳村)、那古寺、正木家、安房神社(館山市)などで採訪しているが、これらの史料は「当時ノ真蹟実録若クハ古写本官府無キ珍本」であり、今日の史料状況から見て、重野らの採訪は実に勘所を突いていて、短期間の内に房総の中世文書の概要をよく把握し得た言えよう。この結果、千葉県下からは文書一五六一通、書籍五七部、系四十種を得たと言う。では、なぜこのよ

太政官修史館の関東六県史料採訪と房総(内田)

うな要領の良い採訪日程を組むことができたのか。無論、重野が史料採訪を立案した背景には、地方の史料所在に関する十分な情報や見通しがあったためであろう。しかし、一方では地方官吏や名望家層の支援を無視することはできない。「表1」で示した通り、地方名望家や地方官吏が採訪事業を支援している。例えば、郡長重城保が採訪に同行したり、地方官公署から「書ヲ近地町村ニ発シ、文書ヲ徴」する、あるいは戸長などの地元名望家に託して「近傍文書搜索ノ便宜」を図ることなどは、関東六県史料採訪を通じて随時行われた史料発掘方法である。ときには所蔵者の説得を地方官吏らに依頼して、重野らは先行するといった場面も『日記』にしばしば登場する。のちに星野恆も関西三府県を採訪した際に「今次(明治二十年、京都大阪滋賀採訪ノ筆者)ノ採訪モ地方官ノ周旋ヲ以テ各処社寺人民争テ其所蔵ヲ出シ、採覧ニ供セリ」(史料⑥)と述べている。

また、重野らは提示された史料の一部を借用して、東京に郵送して影写本を作製している。影写は強靱な雁皮紙に字体、書風、花押、印章等まで原本通りに写しており、修史館の後身である東京大学史料編纂所に保管されている。そして、原史料は所有者に返却している。返却に当たって、修史局では、原史料の永年保存を図るため、多くは卷子装に仕立てている。政治の介入の下で、事業の存続すら危ぶまれる状況の中にあり、かつ官尊民卑的対応の目だった当時にありながら、なお利用面本位の一方的な史料収集に走らず、所有者

と史料保存とを尊重する姿勢は、今日も我々史料に即した研究に携わる者に訴えるものがある。

なお、今日、県内各史料所蔵家に残る臨時修史局の返却書面は、この際に発給されたものである。

三、修史事業と史料採訪⁽¹⁴⁾

明治二年三月、新政府は史料編輯国史校正局を創設して六国史以降途絶えていた修史の復興を命じた。ついで、三年五月には太政官に国史編輯局が設置されるが、同年十二月一時閉鎖となる。

廃藩置県を経た五年十月、新政府は太政官正院に歴史課および地理課を置き、「復古記」および地誌の編纂を命じた。ついで、八年四月には歴史課を修史局とし、局長に長松幹を、副長に重野安繹を充てた。

同十年一月、正院の廃止と共に、修史局は修史館と改められた。

この修史館では『復古記』の編纂とともに、『大日本編年史』の編纂が行われ、その史料収集の一環として、一連の文書採訪が行われたのである。この関東六県史料採訪によって、「武州文書」「相州文書」などの先行業績を越えて採訪できたものは文書八千八九通、書籍七六七部、系図五八種を数えた。この成果を受けて、修史館は『編年史』成稿を二十年から二十二年に延伸することとしている⁽¹⁵⁾。

翌十九年一月、内閣官制の発足とともに修史館は閉鎖され、内閣に臨時修史局が設置され、星野 恆は関西五県（兵庫、和歌山、徳島、高知、愛媛）の史料採訪を実施し、史料一二七五六通、書籍一三五冊、系譜ほか一三百二本を得た。また、久米邦武も九州一円への史料採訪を実施している。一方、重野も同年二月から五月にかけて、摂津、淡路、播磨、丹波、但馬、紀伊、阿波、土佐、伊予、讃岐という広範囲に史料採訪を実施した。これら一連の採訪事業の結果、「新史料が発見され、これまで不明であった史実の明らかにされたものがすくなくない」という⁽¹⁶⁾。「史徴墨宝」は、「國史眼」とならぶ重野らの重要な業績だが、それはこの採訪の成果を示したものである。

二十一年、臨時修史局は廃止され、修史事業は帝国大学臨時編年史編纂掛に移った。事業の移管とともに、重野らも帝国大学へ移籍し、引続き編纂委員長に文科大学教授重野安繹が、編纂委員には久米邦武と星野恒が充てられた。

史料採訪事業の展開

この史料採訪事業は、ほんらい『大日本編年史』編纂の基礎作業として実施されたものであったが、帝国大学への移籍後、有名な久米の舌禍事件などを契機として、重野らは史料編纂自体を事業目的とする方向に転換する。そして、史料採訪事業は史料編纂掛、のち

の史料編纂所において継続され、より細密かつ膨大なものになっていったことは有名である。そして、採訪事業に携わった者の中から、今日の通史叙述や個別研究の根幹となる業績が生まれてくるのである。例えば、関東六県採訪に随行し精力的に史料収集に当たった田中義成はのち『鎌倉時代史』を著すことになる。この他にも『歴史地理』誌上の採訪報告記事によれば、彼は鳥取、島根、和歌山、さらには中国大陸にまで採訪の足を延ばしている。また、黒板勝美は奈良、和歌山県下に、『江戸時代史』の三上参次も、岡山、広島、京都、愛知、茨城、新潟、富山、奈良、兵庫、などに採訪に赴き、『関東中心足利時代史』の著者として有名な渡辺世祐も、愛知、熊本、徳島などに出張している。

関東六県史料採訪の構想と経緯

先に述べたように、明治一八年七月一日、重野安繹は全国にわたる史料採訪の必要性を訴え、「府県史編輯事務引継ノ序ヲ以テ、史料採訪ヲ命ジ」られたき旨を御達案に認め上申した。¹⁷

ところで、このとき重野が提出した全国史料採訪計画案の一端を、その採訪地域と採訪者名から見てみよう。まず、計画の中心をなす関東六県については、修史館編修副長官の重野安繹を筆頭に六等掌記日下寛、同田中義成、七等掌記の小倉秀実らが随行する。三重、愛知、静岡の東海地方には、前年の彰考館採訪等で実績のある三等

編修官の伊地知貞馨を筆頭に、六等掌記鈴木円二、同松浦辰男らが随行することとされている。また、近畿地方（京都、大阪、兵庫、滋賀、和歌山、徳島）へは、四等編修官星野恒を筆頭に一等掌記菅政友、四等掌記佐々木峻が随行する計画であった。

さらには、『重野博士史学論文集 下巻』所収の草稿写真によれば、重野は関東関西にとどまらず全国の史料採訪を構想していたようであるが、この時点では関東、東海、近畿の比較的实施が容易なフィールドを設定している。実際には、東海地方に代わって九州が追加され、また伊地知に代わって久米が参加するなど若干の変更があった。フィールドの限定が「府県史編輯事務引継」側の事情によるものなのか、またいかなる理由で伊地知から久米に変更されたのか、この点も定かではない。

この具申は、太政官上層部の容れるところとなり、同六日、内閣書記官長土方久元は、編修副長官重野安繹に対して文書採訪にかかる出張を命じた。この裁可を受けて、重野は日下、小倉、田中義成らは、同一八日茨城県下へ出発した。

彼らの採訪第一日目は、長駆して土浦城下の豪商色川家に投宿し、さつそく同家史料を調査している。以下、この採訪の主要経路については、図1を参照されたい。¹⁸ ついで、一行は小田、北条、真壁と筑波山塊の西方を北上し、二二日に茨城県庁に到着している。ここで、先年着手した彰考館所蔵史料の調査を実施している。二九日、

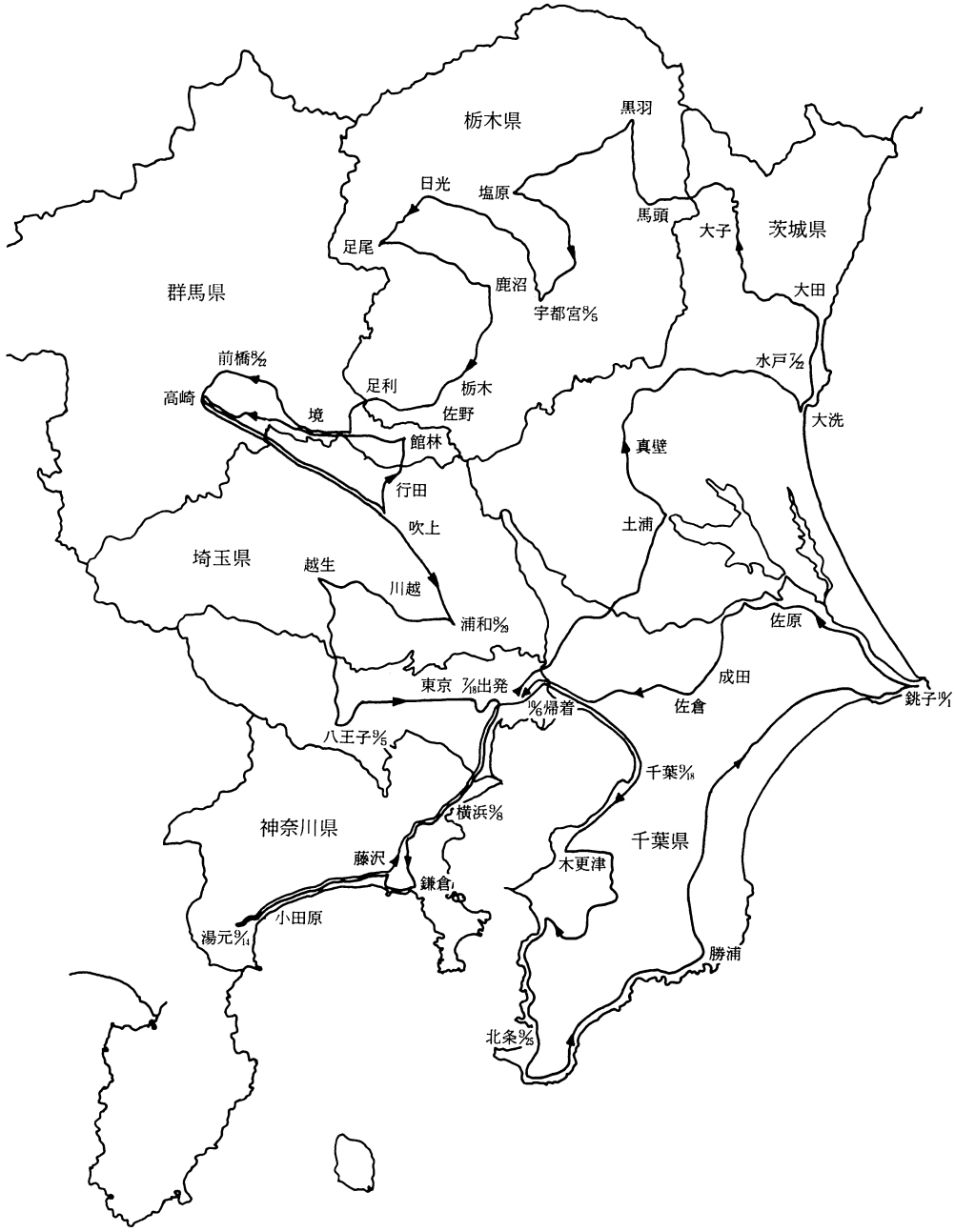


図2 関東六県史料採訪の経路

水戸を出発し、大子から栃木県へ越え、いったん宇都宮に入り、県庁での事務を終えたのち、日光へ向い、佐野、足利では数日を費やし地元寺社の探訪に当たっている。

このような過酷な探訪日程を敢行し、ついに十月七日、千葉県下の探訪を終えて帰京する。

ところで、この関東六県探訪に成功するや、重野ら修史館では、全国の史料探訪構想を次々と実施した。まず、翌一九一九年八月から十二月にかけて、星野恆が京都府、大阪府、滋賀県下の探訪に出張している。

関東六県史料探訪の意図と評価

関東六県史料探訪に始まる全国的な史料探訪事業は、いったいかなる意図のもとに実施されたのであろうか。その当事者の一人である星野恆の復命書から、重野らが史料探訪を計画した意図を検討してみよう。星野恆は関西三府県を探訪した際の復命書で、次のように述べている。「十八年七月、編修重野安繹、時ニ編修副長官、関東六県へ出張シ、多数ノ文書ヲ探訪シ、修史上裨益ヲ得ル少カラス」として始まる復命書の中で星野は、「前年（十八年）筆者、関東ヲ巡回、旧幕府ノ武州文書相州文書等ノ大著撰アルニ拘ハラス、意外多数ノ所獲アリ。」「大日本史編纂ノ時、水戸藩、文書ヲ搜索セシニハ諸寺院肯テ本書ヲ示サス、僅かニ両三通ヲ扱ミ、抄写シテ之ヲ授

ケシト」などとして、先行する探訪事績を上回る成果を挙げたとしている。

ついで、星野は「抑、修史ハ全国古今数百年若クハ数千年ノ事跡ヲ精査シテ編纂スルモノナリ。故ニ材料ハ全国ニ向テ之ヲ求メサルヘカラス。若シ全国ノ書類ヲ採用セス、徒ニ文庫在来ノモノニ拠テ之ヲ綴輯セハ、譬ヘハ全国租税ノ額ヲ知ラスシテ倉庫貨銭ノ現額ニ拠テ歳計を立ルカ如シ。而シテ可ナランヤ。」とし、修史館における十八年以前の史料収集方法、とりわけ特殊文庫（彰考館など）などの限られた探訪先からのみ収集することを戒めている。この点は、後で紹介する相田二郎氏の評価に通じている。

また、重野自身は「常陸ノ佐竹、下野ノ佐野、相模ノ後北条、安房ノ里見、下総ノ千葉諸氏ノ如キ其家廃絶零落セシモノ其文書多ク旧領ニ存セリ。此乃チ史家ノ尤モ注意スル所ナリ。」「山陽山陰ノ日子大内、鎮西ノ大友小貳、四国ノ三好長曾我部、駿河ノ今川、甲斐ノ武田、江越ノ浅井朝倉等ノ如キ悉ク其地ニ就テ之ヲ搜索セハ、社寺民間必其文書ヲ蔵スル者多カラン。」と述べ、中世戦国期の史料の多くが旧臣宅や在地に所蔵されていることを指摘し、それらについて「方隅割拠ノ家、子孫見存シ国邑ヲ襲領スルモノハ世々其記録ヲ伝ヘ、事実ヲ世ニ顯著スレトモ、一旦衰滅ニ帰スレハ主張シテ其事実ヲ伝フル者ナク、終ニ隣国敵手ノ為メニ書キ潰サレ、勝軍モ負トナリ、美事モ悪事トナル事少ナカラス。」とし、「今回ノ探訪（＝関

東六県史料探訪）ニ因リ、其散逸遺聞ヲ獲テ世間史乘ノ誤謬ヲ糾ス事ヲ得タリ」（史料①）として、実証的な史実の発見に大きな基礎を得たことを明らかにしている。

また、この時期に地方での史料探訪を実施するに至った社会的背景について、星野は「史料ヲ蔵スル者寺院尤多ク、神社之ニ次ク、而シテ社寺ノ本主大抵貧困ニシテ、旧物ヲ維持スル能ハサルノ形況アリ、假令地方官検査保存ノ方法アルモ、目睫ノ窮ニ迫リ終ニ散逸ノ患ナキヲ保タス、且、修史ノ事成シテ再挙セス、今ニ及ヒ、全国ヲ探訪シ十分ノ史料ヲ蒐集セハ、其成功緩ニ似テ実ハ急、費用多ニ似テ、却テ少ク」と述べている。つまり、維新以後の社会変動による恐慌によって農村における史料所蔵者も深刻な危機に瀕し、そのために史料も散逸の危険に曝されていた。このことに対する危機感が、重野らをして探訪事業を緊急かつ全国的に展開する方向に向かわせた、と言えよう。⁽¹⁹⁾

ところで、この史料探訪事業について、先学はいかなる評価を与えているであろうか。まず、坂本太郎氏は「修史館は本格的な史料の探訪を全国にわたって試みることにし、十八年は重野安禪が関東一円を、十九年には久米邦武が九州一円を、星野恒が近畿を巡歴して、それぞれ多数の文書・記録を探訪した。この探訪によって、新史料が発見され、これまで不明であった史実の明らかにされたもの

がすくなくない。」として⁽²⁰⁾。ここでは、のちに重野が「抹殺博士」の名をほしいままにしたことを念頭においてか、大量の新史料、新事実の発掘がなされたことを評価している。また、相田二郎氏は江戸時代以来の古文書探訪の事績を紹介しつつ、「此等の探訪に依つて、従来知られてゐなかつた珍しい古文書が、多数発見せられ、古文書が史料として、益々重ぜられて来た」として、大量に古文書を採訪した結果、古文書の史料価値が高まったことに力点を置かれている。このような先学の評価に加えて、十八年の関東六県史料探訪がもつ意義について、若干を検討してみたい。

土方が探訪を許可した背景には、実は同日付けで太政大臣三条実美が修史館総裁（三条が兼任）に命じた次のような指示があった。すなわち、三条は「地方出張ノ儀ハ、試ニ副長官重野ニ実施させ、其余ハ追而何分ノ詮議ニ及ブベシ」と指示している。⁽²¹⁾つまり、六県探訪はあくまでテストケースであり、その首尾によって政府首脳として事業展開の可否を検討する、というものであった。

さきに紹介した重野ら（特に随員の田中たち）の超人的な強行軍の背景には、このような修史Ⅱ探訪事業の基盤の脆弱さがあったのである。まさに、関東六県史料探訪は重野の発案に基づく最初の探訪であり、以後の事業展開は係つてこの探訪の首尾にあつたと言える。それゆえ、重野は復命書の中で「今回一行ヲ以テ、之ヲ全国ニ推スニ各地蓋皆然ラサルハナシ、順次ニ館僚ヲ派出シ遍ク五畿八道

二及ホサハ、全国ノ文書館中ニ幅濶シ修史ノ材料始テ完備セン」と訴えているのである。

おわりに

千葉県下の中世戦国期に関する史料の多くは、本稿で述べたとおり、太政官修史館が明治十八年に実施した『大日本編年史』編纂にかかる史料採訪によって、その存在が確認された。この採訪は、編修副長官重野安繹の発議にかかるとして、全国で実施する構想であったが、その実現は総裁三条実美の指示内容から明らかとなっており、十八年の関東六縣文書採訪の首尾に係っていた。

採訪事業が今日まで続き、広く歴史研究者による史料保存のあり方に一定の規範を提示したこと、またこの事業に範を採ったと見られる千葉県史編纂審議会の事業が戦後の自治体史編纂の祖型を提示しえたことを思うとき、はるかな先学の姿勢に深く学ばざるを得ない。

なお、末筆ながら、本稿成稿に当たって種々ご指導頂いた千葉大学名誉教授小笠原長和先生、千葉経済大学大学教授川名登先生、東京都公文書館史料編纂官熊井保氏、国立公文書館内閣文庫図書専門職氏家幹人氏にお礼申し上げます。また、国立公文書館をはじめ史料所蔵者各位に厚くお礼申し上げます。

太政官修史館の関東六縣史料採訪と房総（内田）

註

- (1) 本館常設展示「房総の歴史」においても、館山市立博物館の御好意により、その複製品を展示している。
 - (2) 昭和三十一年三月発行。同審議会は「はしがき」の中で、史料採訪の必要性と目的について「そもそも縣民生活の推移発展を明らかにし、もって正確な縣史を編纂するためには、広く縣下各地の社寺・旧家を歴訪し、篋底深く埋もれた文書記録の渉獵に努めなければならぬ。」とし、「この発刊が将来千葉縣の歴史や庶民生活史の研究に多少なりとも寄与し、加えて史料の散逸を防ぐかすがいたる役目を幾分なりとも果たし得られるならば望外の幸である。」と述べている。
 - (4) 「永祿二年妙本寺日我作『いろは字』の奥書と房州の逆乱」(『日本歴史』第三一三三号、昭和四九年六月)
 - (5) 千葉県教育委員会『千葉県の文化財』(昭和五五年三月)。千葉県指定有形文化財に指定された古文書(書跡典籍等)で、太政官修史館による調査が行われたものは、鴨川市安田家文書のほか神崎神社文書がある。また、県内の中世史料の採訪状況については『千葉県史料 中世篇諸家文書』の各文書解題を参照されたい。
 - (6) 近年、日本史学界で盛んに議論が行われている、いわゆる「史料保存問題」も、史料に関わる者にとって外在的な問題としてではなく、在来の史料保存のプロセスや関係者の意識、とりわけ史料保存の事蹟の発掘と検討を通じて、これまでの史料保存のあり方の批判的継承を指すべきであろう。
- 近年は、さらに自治体史編纂事業修了後の史料保存体制に関する議論も活発に行われている。この動向については、君塚仁彦「最近の史料保存に関する文献」(『地方史研究』第三二五号、平成二年一月)を参照されたい。また、議論が広く史料に関わる者すべての意識の問題に関わることが望ましい。
- (7) 明治十八年当時は、太政官修史館。翌十九年には内閣官制の発足に伴って、臨時修史局となる。また、『千葉県史料』に「明治十九年採訪」とあるのは、後述する経緯から、明治十八年九月に採訪と史料の借用が行われ、十九年中に返却されたことを指しているのではなから

うか。本稿では、十八年中に探訪が実施されたことに沿って、「明治十八年」としていく。

(8) 国立公文書館所蔵

『日記』は、この探訪旅行の経過を最も詳細に記したものであるが、重野らの探訪先のすべてを記載したものではない。管見の限りでも、『日記』に記載されない探訪先、史料借用先があることがわかつている。例えば、茨城県石岡市貝地の幕内善兵衛家には史料借用にかかる修史館の書簡が残されているが、『日記』には該当する記載がない。

また、重永卓爾「天正十八年相州小田原合戦に関する若干の文書——上総鶴澤文書の紹介——」（『南九州文化』第三四号）によれば、東京大学史料編纂所には『鶴澤文書』なる影写本が所蔵されており、奥書にも「右鶴澤文書 上総国山邊郡東金町鶴澤源四郎蔵本、明治十八年九月 修史館編修副長官重野安禔探訪、明年十月影写了」とあるという。しかし、本稿で紹介する『日記』『目録』の東金町の項に該当する記載はない。

ところで、これらの公文書は冊子の体裁をなしているため、一般公文とは別に題名を付して登録されているが、太政官にかかる各種公文はほんらい『公文録』に編冊されるものであり、恐らくは『公文録』に編冊された重野の復命書に添付されたものが、編冊整理の際に本文と別に登録されたのであろう。

(10) 明治十九年一月、内閣制度が実施されたのに伴い、「修史館」が廃止され「臨時修史局」が内閣に置かれた。また、これまでの太政官関係公文を編冊した『公文録』に代わり、内閣関係公文を重要度に依つて分別編冊した『公文類聚』『公文雜纂』が登場している。したがって、久米、星野らの探訪事蹟は『公文雜纂』で後付けてゆくことになる。さらには、二一年に修史局が廃止され、修史のことが帝国大学に移管されたのにもない、内閣関係公文からは姿を消すことになる。

(11) 図1に示した経路は、重野自身の経路である。ところで、一行は重野とともに行動する場合と適宜分遣される場合とがある。重野の場合、この出張の本務があくまで「府県史編纂事務引継」であるため、探訪経路も日程も各県庁を結ぶものに限定され、さらに各県庁への到着と

出発を報告しなければならぬという制約を受けていた。これに対して、田中ら随員の行った探訪活動は実に精神的なものがある。とくにこの探訪の中盤では、重野が群馬県庁、埼玉県庁等で数日を費やしている間、田中らは全く別行動で両県下や茨城県西部にまで行動している。

(12) 今日の一般的な史料取り扱いの水準に照らして、重野らの作業を粗漏と断ずるのは容易である。しかし、千葉県史編纂審議会による史料探訪も、先行する近世庶民生活史料調査の成果を踏まえ、『千葉県史』の編纂のために、近世史料を含む地域史料の一層徹底した所在調査を目指して、修史館の『目録』を見直した成果とも言える。史料探訪事業の精粗や歴史的意義は、当時の史料発掘状況や探訪目的、史料保存への貢献、所有者の尊重といった面から厳しく評価されるべきである。

(13) 「関東六縣探訪文書目録題言」（『関東六縣探訪文書目録 一』、史料③所収）

(14) 本節については、坂本太郎『日本の修史と史学』（昭和41年11月）に詳しい。ここでは行論上必要な経緯を紹介するにとどめる。

(15) 明治十八年十二月十二日「修史館上申編年史稿及史料編成期限ノ事」（史料①所収）

(16) 坂本太郎 前掲書、二三五頁

(17) 明治十八年七月六日「修史館編修副長官重野安禔地方出張之件」（史料①）

(18) 図1の探訪経路は重野安禔の移動経路で、随員の田中らは姉崎・佐貫間で別行動をとっている。

(19) このほか、重野の史料観や方法論、とりわけ西欧歴史学の摂取の影響や、当時並行して進められていた地誌編纂事業や、農商務省の地方書探訪等との関連も無視することはできない。（小沢栄一『近代日本史学史の研究 明治編』昭和四三年二月刊、三四二頁も参照されたい。）

(20) 相田二郎『日本の古文書』（昭和二十四年十二月、一三二頁）

（千葉県立中央博物館 歴史科）